

議案第15号

鹿屋市個人情報保護条例の一部改正について

鹿屋市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

令和4年2月24日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市個人情報保護条例の一部を改正する条例

鹿屋市個人情報保護条例（平成18年鹿屋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（提案理由）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行いたいので、本案を提出するものである。